

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年5月11日

【会社名】 川崎近海汽船株式会社

【英訳名】 KAWASAKI KINKAI KISEN KAISHA,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 久 下 豊

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

【電話番号】 東京 (03)3592 - 5800

【事務連絡者氏名】 総務部長 君 島 賢 治

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

【電話番号】 050 - 3821 - 1314

【事務連絡者氏名】 総務部長 君 島 賢 治

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
川崎近海汽船株式会社 北海道支社  
(北海道札幌市中央区北三条西四丁目1番地1)  
川崎近海汽船株式会社 八戸支社  
(青森県八戸市大字河原木字海岸25番)

## 1【提出理由】

当社は、2022年5月10日の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2022年5月10日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 株式交換契約承認の件

2022年6月1日（予定）を効力発生日とし、川崎汽船株式会社を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換に係る当社と川崎汽船株式会社との2022年3月16日付け株式交換契約（以下、「本株式交換契約」という。）を承認する。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

現行定款第13条（定時株主総会の基準日に関する定め）の削除とともに、必要な条数の繰り上げを行う。なお、かかる定款変更は、第1号議案「株式交換契約承認の件」が原案どおりに承認可決され、本株式交換契約が解除されておらず、かつ、本株式交換契約の効力を失わせる事由が生じていないことを条件として、2022年6月1日に効力が発生するものとする。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	内容	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	賛成率(%)	決議結果
第1号議案	株式交換契約承認の件	20,414	3,126	0	(注)	86.7	可決
第2号議案	定款一部変更の件	20,526	3,019	0	(注)	87.1	可決

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

### (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。